

2. 会計基準の選択に関する基本的な考え方

当社グループの事業は、国内電気事業(発電・販売事業及び送配電事業)が大部分を占めることから、当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年10月30日大蔵省令第28号)に準拠し、「電気事業会計規則」(昭和40年6月15日通商産業省令第57号)に準じて作成しております。なお、国際会計基準(I F R S)の今後の適用については未定です。